

# 排水設備等工事資金融資に係る利子補給制度 (無利子融資制度) のご紹介

個人の方が、**リフォームによる水洗化**（下水道や農業集落排水への接続、または合併処理浄化槽の設置）のため、**金融機関から排水設備等の工事に必要な資金の融資を受けた際に、その融資額に係る利子相当額を、市が金融機関に補給する制度**です。

(= 工事資金を、金融機関から無利子で借りることができます。)

## 1 利子補給の対象となる融資の限度額

建物 1 棟当たり100万円、または大小便器 1 組当たり60万円以内

※限度額は、各金融機関の審査により設定されます。

## 2 償還回数

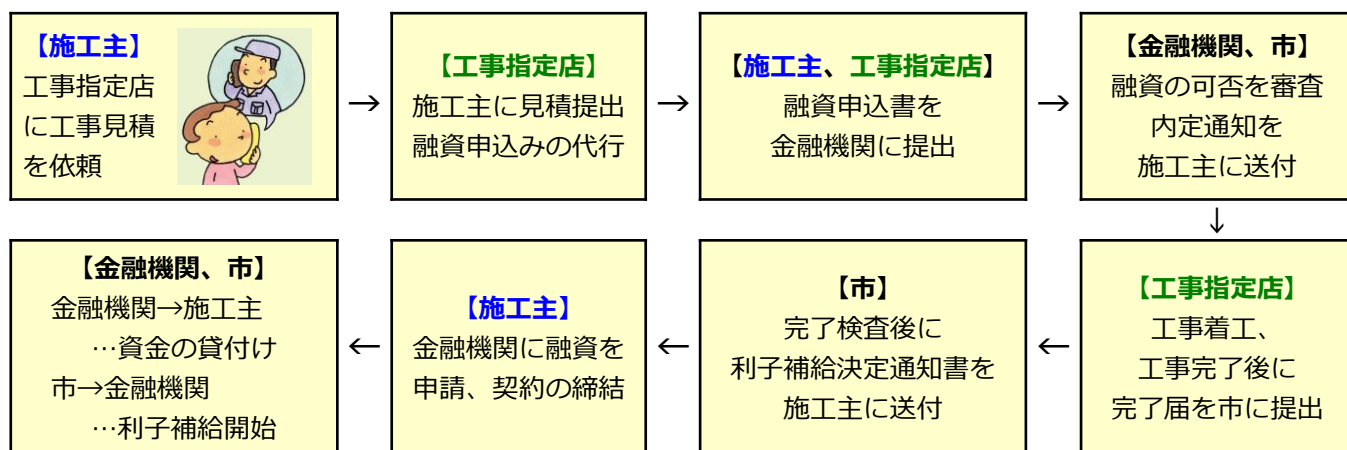
10年以内、120回以内の元金均等月賦償還

## 3 融資条件

- (1) 市税、受益者負担金等を滞納していないこと。
- (2) 連帯保証人が 1 名必要です。
- (3) **新築家屋の排水設備工事は、対象外**です。



### 【申込みから利子補給開始までの手続の流れ】



ご相談・お問い合わせは…

遠野市環境整備部 上下水道課 下水道係

☎ (0198) 62-2111(代表) 内線576、577

